



長期森林管理施業委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と延岡地区森林組合（以下「乙」という。）とは、甲が所有する森林のうち別表に定める森林（以下「契約対象森林」という。）における施業の実施を目的として次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、契約対象森林に係る次の事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 契約対象森林を延岡市森林整備計画に従い、立木竹の伐採、間伐、利用間伐、造林、保育その他の森林の施業を実施すること。
- (2) 契約対象森林を延岡市森林整備計画に従い、作業路網その他の施設の整備を実施すること。
- (3) 森林整備に関する補助事業を活用した場合の手続業務を行うこと。
- (4) 契約対象森林の状況を把握すること。
- (5) 森林整備地域活動支援交付金事業を活用した場合は、宮崎県森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年6月14日定め）の運用方針第3の1の(1)のオに定める活動を実施すること。
- (6) 利用間伐し立木竹を販売した代金の受領及び販売に必要な事務の代行をすること。

2 前項第1号の規定による利用間伐は、立木竹の販売金額と本施業（前項第1号及び第2号に規定するものをいう。）に該当する補助金を合算した収入が、利用間伐経費及びその他の経費を上回ると見込まれる場合に行うものとする。

（契約対象森林）

第2条 契約対象森林は、森林施業計画記載のとおりとする。

（契約の期間）

第3条 この契約の契約期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

平成20年4月 1日から

平成25年3月31日まで

（森林への立入及び施設の利用）

第4条 乙は、第1条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(森林施業計画の作成)

第5条 乙は、この契約により乙に属された権限に基づき、契約対象森林について森林法第11条に規定する森林施業計画を作成し、甲の認定（変更認定を含む。）を受けるとともに、森林施業計画の遵守に努めるものとする。

2 前項における森林施業計画を作成する場合は、乙は甲と協議をして作成するものとする。

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用（当該委託事項のうち、森林整備地域活動支援交付金の交付を受け又は受けることになっているものに係る費用を除く。次条において同じ。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、事業実施前年の10月20日までに甲と乙が協議し決定する。

3 契約対象森林の立木竹の販売代金は、甲に帰属するものとする。

(立木竹の販売代金)

第7条 乙は、第1条第1項第6号の規定に基づき、甲に代わって受領した立木竹の販売代金の全部を、委託事項を実施するための費用に充当するものとする。

2 乙は、前項の規定により費用に充当した後、なお剰余金が生じた場合は、当該剰余金を甲に納付するものとする。この場合において、その精算時期はこの契約が終了するときとする。

(損害の填補等)

第8条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を補填するものとする。

2 この契約に関し、乙の責めに帰さない理由によって甲に不利益が生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この契約により属された権限に基づき行う行為に関し、補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(災害時による委託事項の不実施)

第9条 乙は、次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、甲と協議のうえ、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他これに類する原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき。

(2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難になったとき。

- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- 2 前項の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。

(事前協議)

第 10 条 乙は、次の各号に掲げる事項（以下「施業事項」という。）の事業実施年度毎に実施する 1 年間の計画について、事業実施前年の 10 月 20 日までに甲と協議しなければならない。

- (1) 立木竹の伐採、間伐、利用間伐、造林、保育その他の森林の施業内容
- (2) 作業路網その他の施設の整備内容
- (3) 利用間伐団地ごとの計画

2 乙は、施業事項の協議から前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに委託の実施までに甲と協議しなければならない。

(委託事項に関する実施状況の報告)

第 11 条 乙は、各年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に行った委託事項について、森林施業実績書及び精算書を作成し、その翌年度の 5 月 31 日までに甲に報告しなければならない。

(調査及び是正要求等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(再委託の禁止)

第 13 条 乙は、委託事項を自ら行うものとし、他の者にその委託事項を再委託することができない。

(債務不履行による契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の管理施業委託の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（第 10 条第 1 項に該当する場合を

除く。) 第 13 条第 2 項の是正要求に応じないとき。

2 前項の各号の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損害の賠償を請求することができない。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 16 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

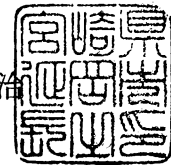
第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議し定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日

甲 延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市長 首藤 正 治



乙 延岡市大武町 7 8 7 番地 1

延岡地区森林組合

代表理事組合長 米田 稔

